

令和8年度 地域未来交付金事業（デジタル実装型TYPE A）
森町オンライン施設予約システム導入業務委託 仕様書

第1章 業務概要

1 業務名

令和8年度 地域未来交付金事業（デジタル実装型TYPE A）
森町オンライン施設予約システム導入業務委託

2 対象施設

本システム導入の対象施設は、別紙1「対象施設・室場一覧」のとおりとする。

3 本業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等予約システム（以下、「本システム」という。）の初期構築作業
 - ・要件・仕様打合せ及び整理
システム設定の基準を森町に説明し、設定条件を決定する。
 - ・システムの初期構築（マスタデータの登録を含む。）
システム環境を構築するとともに、システムを使用する上で必要な施設に関する情報（料金体系、貸出時間、休館日、備品等）や施設の種類、減免の種類等についてシステムに登録する。
 - ・各機能の連携設定
キャッシュレス決済機能、スマートロック機能との連携ができるようにする。
 - ・テストの実施及び当町職員によるテスト実施への支援
システムを利用する機器上でシステムが問題なく動作することを確認する。森町が動作確認や検証等をした際に生じた問題点等についての説明やシステムの対応を行う。
- (2) 本システムの提供（スマートロック12台を含む）
- (3) 本システムの運用・保守
- (4) システム導入に係るプロジェクト管理
- (5) 会議体運営
- (6) システム操作研修
システム管理者や施設管理者向けの操作マニュアル、研修テキスト等を用意し、システム仮稼働開始前に現地で操作研修を行う。
- (7) 本番運用支援
システム導入当初、現場に混乱が発生しない運用支援を行う。また令和8年10月1日からシステム運用予定であるが、1カ月前からシステム仮稼働期間として、システム稼働開始までに受け付けた予約情報を発注者にて入力作業ができるようにするものとする。

4 成果物

本業務における想定される成果物を以下に示す。この内容に準じた納品物について、令和9年3月19日までに簡易製本されたドキュメント1部及びCD-ROM（正・副各1枚に格納）を納品すること。

成果物	内 容
本システム	システムの環境構築を行い、利用可能な状態で提供を行う。 ・本システム一式（キャッシュレス連携含む。）
スマートロック	スマートロックの提供を行う。 ・スマートロック12台（施設予約システムとの連携含む。）
各種ドキュメント類	本システムの環境構築にあたり作成したドキュメント類 ・作業体制連絡票 ・令和9年3月19日までの業務工程表（発注者と協議し提出） ・機能要件一覧 ・研修テキスト ・操作マニュアル（利用者向け、施設管理者向け） ・検査結果報告書（カスタマイズを行った場合） ・マスター設定書 ・パラメータ設定書 ・運用保守サービス定義書 ・システム稼働テスト仕様書及び結果報告書 ・操作手順が分かるPR動画（利用者向け） ・その他一式（打合せ議事録等）

第2章 システム要件

1 機能要件

本システムに求める機能要件については、別紙3「機能要件確認表」を参照し、対応状況を以下に基づき記載すること。

【対応状況】

以下の基準を参考のうえ、◎、○、△、×で記載すること。

◎	要求以上の水準で実現可能
○	要求どおりの水準で実現可能
△	代替機能、カスタマイズ等により実現可能
×	対応不可

※「△」を選択した場合は、具体的な内容を備考に記載すること。

2 非機能要件

- (1) 本システムは24時間365日稼働するものとする。ただし、システムのメンテナンス等を実施する場合はこの限りではない。
- (2) システムのメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、事前に森町の手承を得るとともに、システム利用者に対して、事前にシステムトップページでその内容及び期間を予告周知し、システムメンテナンス中も可能な限りその旨を周知するものとする。
- (3) システム停止などの緊急対応は24時間365日とする。運用・保守サービスを提供するにあたってSLA（Service Level Agreement）を締結する。サービスレベルについては、目標設定型とし、ペナルティ・インセンティブの設定は行わないが、基準値を満たさない場合は、その理由、改善策を報告すること。

分類	サービスレベル項目	内容	条件（目標値）
可用性	稼働時間	サービス提供時間 ただし、メンテナンス時間は除く。	24時間365日
	稼働率	サービスの利用が可能な時間のうち、実際に利用可能であった時間の割合	99.5%以上（計画停止、運用保守受託者の起因によらない事由を除く）
	計画停止	機器やデータメンテナンスのためのサービス停止	深夜時間帯（0時から翌朝8時まで）に実施 7日前以上の事前通告
信頼性	ウイルス定義ファイルの更新	公表からウイルス定義ファイル更新までの時間	24時間以内
	セキュリティパッチの適用方針	公表からセキュリティパッチ適用方針を決定し、発注者へ通知するまでの時間	2日以内
	障害の通知	障害の検知から発注者へ通知するまでの時間	一次通知：1時間以内 二次通知：2時間以内
	障害の復旧予定時刻の通知	障害の検知から発注者へ復旧予定時間を通知するまでの時間	2時間以内
	障害の復旧時間	障害の検知から復旧までの時間	6時間以内
	リカバリーポイント	災害発生時の復旧が可能な基点	障害発生時直前
性能	オンライン応答時間遵守率	内部ネットワーク内における画面遷移に要する時間が平均3秒以内である割合	95%以上

3 サポートセンター

本システムの提供に当たり、受託者は、電話、電子メール等による施設管理者からの問合せ等に対する窓口として、サポートセンターを設置すること。また、施設等のマスター設定の変更、新規追加、データ抽出等の依頼について、サポートセンターにて無償で対応すること。

利用者	処理方法	サービス提供日（目安）	受付時間
施設管理者	電話	平日 (12月29日から1月3日を除く。)	午前9時から午後5時
		※サービス受付時間外の緊急問合せ方法が存在すること。	
	電子メール等	365日	24時間 (対応は平日のみ)

4 セキュリティ要件

- (1) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに準拠すること。
- (2) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び森町個人情報の保護に関する法律施行条例に従い、個人情報を適切に扱うものとし、本業務の遂行上知り得た守秘すべき事項については、履行期間終了後も第三者へ漏らしてはならない。

5 作業体制

受託者は、運用及び保守業務を履行するための体制を設けると同時に、窓口となる責任者を置くこと。また、当該作業に先立ち、以下の内容を記載した「作業体制連絡表」（任意様式）を作成の上、委託者より了承を得ること。なお、作業を進める過程で、体制に変更が生じる場合についても同様とする。

- (1) 受託者側の作業体制
- (2) 受託者側の責任者
- (3) 連絡体制（受託者側の対応窓口）

第3章 その他

1 特記事項

- (1) 次期システム移行に係る要件
 - ア 将来的に再構築や次期システムへ移行する場合、システムからのデータ抜き出し作業は、この業務委託範囲に含めること。（サービス提供終了に伴う次期システムへの移行を含む。）
 - イ データの抜き出しの形式は、CSV、XML等、標準的な形式で抜き出すこと。
- (2) システム利用促進に係る要件
 - ア 利用者のシステム利用を促進するため、操作手順等が分かるPR動画等を提供すること。

2 一般事項

- (1) 本業務における労働災害時の労災保険の適用は、受託者の保険とすること。
- (2) 本業務の履行に必要な機器類、消耗品等は、特別の定めがない限り、全て受託者の負担とし、森町の資産等を使う場合は、事前に協議すること。
- (3) 森町の施設内において、この業務に必要な光熱水費は、森町が負担する。
- (4) 受託者は、この業務の履行中において森町又は第三者に害を及ぼした場合、森町又は第三者に責任がある場合を除き、その責任を負うものとする。
- (5) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による不良箇所が発見されたときは、委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、森町の条例、規則及び関係法令等を遵守しなければならない。
- (7) 天災（地震を含む。）、その他不可抗力（戦争行為を除く。）により、物件が滅失又は損傷した場合の負担については、森町と受託者で協議の上決定する。
- (8) 受託者が森町又は関係者と協議を行った場合は、受託者が議事録を作成し、これを森町担当者に報告するものとする。

- (9) 仕様書に基づいたシステムを導入する形とするが、発注者が要望する仕様を細部に渡って全て記載できる状態ではないことを十分認識すること。

3 記載外事項・疑義

- (1) 仕様書に記載のない事項は、森町と受託者が協議し決定の上、対応すること。
- (2) 仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、森町と受託者が協議し決定の上、対応すること。